平成２２年（フ）第２７０５号
横浜市港北区新羽町836番地　メゾン小山103
債務者　喜多　　潮
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０９号
横浜市緑区東本郷５丁目19番９号
債務者　扇本　節子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２７号
愛知県刈谷市築地町３丁目18番地１　リバーサイドアキ301号、従前の住所愛知県刈谷市泉田町山畑104番地　オーシャン201号
債務者　山本　孝二
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
岡山市北区東古松４丁目４番22号　サクラソウ502号室
債務者　佐藤　寛之
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８号
岡山市北区中仙道１丁目４番28―２号　中仙道パレス３　102号
債務者　宮脇　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４９号
岡山市北区中仙道１丁目４番28―２号　中仙道パレス３　102号
債務者　宮脇　智江（旧姓小椋）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４６号
岡山市北区東古松２丁目４番23号　203号
債務者　山本　宣生
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９９号
相模原市南区下溝515番地３　レオパレスリラ205
債務者　藤本　和美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４３０号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番３―315号　座間東原共同住宅
債務者　後藤　京子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２６９号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート10棟102号
債務者　関　眞知子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９２号
長崎県佐世保市京坪町６番10号　シュワルツビル202、旧住所長崎県佐世保市重尾町1189番地
債務者　本山須美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
長崎県佐世保市湊町２番９号　松尾ビル401
債務者　内山　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
長崎県佐世保市若葉町33番７号、旧住所長崎県佐世保市小佐々町楠泊653番地６
債務者　木村　浩司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
青森市中央２丁目１番６号
債務者　福井奈央子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
青森市千富町１丁目３番24号　シーシャインⅡ千富201号
債務者　鳴海　　喬
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係